

佐倉市行政手続等における情報通信の技術の 利用に関する条例施行規則（案）について

はじめに

現在、市の条例、規則等に基づく行政手続について、インターネットなどの情報通信手段を利用した申請、届出等を可能とするため、「佐倉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」の制定事務を進めております。

申請、処分通知等の行政手続をオンライン化するにあたっては、条例で定める以外に具体的なオンライン化の方法などを定める必要があることから、今回条例制定の意見公募に併せ、条例施行規則である「佐倉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」の意見公募を行うものです。

「オンライン」・・・インターネット等の情報通信手段その他の情報通信技術を利用する方法

「オンライン化」・・・書面で行っていた手続をオンラインにより行うことができるようにすること。

条例施行規則（案）の骨子

骨子 1 電子情報処理組織を利用して申請等を行う場合の具体的方法

・オンラインにより申請等を行う者は、市長等の指定するコンピュータのファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者のコンピュータから入力して、申請等を行うこととします。

・オンラインにより申請等を行う者は、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければなりません。ただし、当該申請等を行った者を確認するための措置であって市長等の定めるもの（具体的には、ID・パスワード等により本人確認を行う措置など）を講ずるとき等は、この限りではありません。

・この規則で定める電子証明書は以下のとおりです。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 3 条に規定する電子証明書
電子署名及び認証業務に関する法律第 8 条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書

商業登記法第12条の2に規定する電子証明書

その他、 、 に掲げるものと同等の機能を有するものとして、市長が定める電子証明書

- ・オンラインにより申請等を行う者は、申請等を書面等により行うときに必要とされる添付書類に記載すべき事項を、申請等をする者のコンピュータから送信し、又は当該添付書類を提出しなければなりません。
- ・市長等は、オンラインにより申請等を行う場合、申請等を書面等により行うときに必要とされる添付書類の提出を省略させることができます。
- ・他の規則の規定により書面等を複数部数必要とする申請等（正副各1通など）について、オンラインにより申請等が行われたときは、当該申請等に必要な数の書面等が提出されたものとみなします。

骨子2 オンラインによる処分通知等の方法

- ・市長等は、オンラインにより処分通知等を行うときは、処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、市長等のコンピュータのファイルに記録して、処分通知等を行うものとします。
- ・市長等は、オンラインにより処分通知等を行うときは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて市長等のコンピュータのファイルに記録するものとします。
- ・条例に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名とし、当該電子署名に係る電子証明書を併せて記録することとします。

骨子3 電磁的記録による縦覧等の方法

- ・市長等は、電磁的記録による縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、市の事務所のコンピュータの映像面に表示する方法又は記録事項をプリントアウトした書類を備え置く方法により縦覧等を行うものとします。

骨子4 電磁的記録による作成等の方法

- ・市長等は、電磁的記録による作成等を行うときは、コンピュータのファイルに記録する方法又は磁気ディスクをもって調製する方法により作成等を行うものとします。
- ・条例に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名とし、当該電子署名に係る電子証明書を併せて記録することとします。

この規則制定に関するQ & A

Q	電子署名とは何ですか？
A	<p>従来の記名、押印を電子的に行う手段です。</p> <p>具体的には、公開鍵暗号方式（PKI）を利用し、一般的に公開されている公開鍵と、電子署名を行った者のみしか知らない秘密鍵のペアを作成した上で、電子署名を行う者が秘密鍵で暗号化し、相手方は公開鍵で復号する方式です。</p> <p>秘密鍵で暗号化されたものしか公開鍵で復号できないこと、逆に公開鍵で復号できることをもって、その記録が秘密鍵の保持者である本人によって暗号化されたものであることを特定できることとなります。</p> <p>なお、電子署名及び認証業務に関する法律においては電子署名が付いた電子データは署名者のみしか作成し得ないもの（本人確認手段）として認められています。</p>

Q	電子証明書とは何ですか？
A	<p>「電子証明書」は、公開鍵が本人の公開鍵であることを第三者が証明する電磁的記録です。</p> <p>「電子署名」と「電子証明書」との関係は、分かりやすく言えば、「電子署名」は「電子的な印鑑」であり、「電子証明書」は「電子的な印鑑証明書」ということができます。</p> <p>なお、本規則で定める電子証明書は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none">電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第3条に規定する電子証明書電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書商業登記法第12条の2に規定する電子証明書その他、 、 、 に掲げるものと同等の機能を有するものとして、市長が定める電子証明書